

監査法人のローテーション制度について

— 「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」の概要—

金融庁企画市場局企業開示課課長補佐
高橋 敦子

2019年10月25日、金融庁は、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」(以下、「第二次報告」という。)を公表した。

本稿では、我が国における監査法人のローテーション制度^①をめぐる議論の経緯を振り返るとともに、第二次報告のポイントを説明することとしたい。なお、文中、意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であることを予め申し添える。

一 監査法人のローテーション制度をめぐる議論の経緯

我が国では、監査法人のローテーション制度について、監査法人^②の独立性を確保するための手段として、その導入の是非が議論されてきた。

2006年12月に金融審議会公認会計士制度部会が公表した報告書においては、監査法人のローテーション制度について、「監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの

指摘がある一方で、i)監査人の知識・経験の蓄積の中断、ii)監査人、被監査企業に生じる交代に伴うコスト、iii)被監査企業の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、iv)大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。」とされた^③。

その後、東芝事案を受け、金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」が2016年3月にとりまとめた提言では、「監査法人の独立性の確保を徹底する観点から、(中略)有効な選択肢の一つであると考えられる」が、「他方、(中略)当該制度の円滑な導入・実施は現時点では困難であるとの指摘もある」ことから、「まずは諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を

① 監査法人のローテーション制度とは、企業が同一監査法人と監査契約を継続できる期間に上限を設け、強制的に監査法人を交代させる制度をいう。欧州などでは既に実施されているが、日本や米国では導入されていない。

② 本稿では、便宜上、監査法人とそれ以外の監査事務所を合わせて「監査法人」と表記する。

③ 金融審議会公認会計士制度部会「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」5～6頁(2006年12月)

導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである」とされた^④。

金融庁では、この「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を踏まえ、監査法人のローテーション制度に関する調査を行ってきたところである。

2017年7月に公表した「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」(以下、「第一次報告」という。)では、①パートナーローテーション^⑤の有効性、②上場企業における同一監査法人との監査契約の固定化の状況、③欧州における監査法人のローテーション制度の導入、についての調査結果を示した。それぞれに関する調査結果のポイントは、以下のとおりである。

- ① 過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは、結果として、制度導入時に期待された効果を十分に発揮していなかった。
 - ② 上場企業による自主的な監査法人の交代は進んでいない。
 - ③ 欧州では2016年から監査法人のローテーション制度が開始され、その効果についてはなお見極めを要するものの、制度導入による混乱は、これまでのところ、見られていない。
- 今般、金融庁が公表した第二次報告は、第一

次報告後の状況変化等も踏まえつつ、さらなる調査を行った結果をまとめたものである。

二 第二次報告の概要

(一) 調査の概要

第二次報告は、大きく(1)パートナーローテーション等の実態調査、(2)監査法人の交代に関する実態調査、(3)海外の議論の動向、という構成としており、それぞれ、第一次報告の①～③に関連する内容となっている。

まず、パートナーローテーションの有効性については、第一次報告が過去の個別の不正会計事案に基づく検証を行ったのに対し、第二次報告では、より一般的に、大手監査法人における運用実態についての調査結果を示した。

また、企業と監査法人との監査契約の状況に関しては、第一次報告後、足下では監査法人の交代が増加していることから、実際に監査法人の変更を行った企業へのヒアリングを行い、その結果についての分析を示した。

さらに、英国において、最近の不正会計事案を契機として、監査市場の在り方をめぐる新たな議論が行われていることから、その概要を紹介することとした。

(二) パートナーローテーション等の実態調査

今回の調査では、パートナーローテーション等の運用実態に関し、大手監査法人^⑥に対してアンケート及びヒアリングによる調査を実施し

④ 会計監査の在り方に関する懇談会『「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—会計監査の信頼性確保のために—』10頁(2016年3月)

⑤ パートナーローテーションとは、監査法人の交代ではなく、監査法人の業務執行社員(パートナー)について、同一企業の監査に従事できる期間に上限を設け、強制的に交代させる制度をいう。当該業務執行社員が再び同一企業の監査に従事するには、一定のインターバルを置くことが必要とされる。公認会計士法上のパートナーローテーションについては、公認会計士法第24条の3、同第34条の11の3、同34条の11の4参照。

⑥ 有限責任あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwCあたら有限責任監査法人の4法人。いずれも、公認会計士法上の大規模監査法人(公認会計士法第34条の11の4)に該当する。

た。

調査の結果、いずれの監査法人においても、業務執行社員の選任に関しては、公認会計士法のパートナーローテーションを確実に遵守するよう、システムの整備なども含めた対応がとられていることが確認された。

しかし、個々の業務執行社員が同一企業の監査に業務執行社員就任以前も含めてどの程度継続して関与していたかを個別に調査したところ、例えば、10年以上にわたり監査補助者としてある企業の監査に従事していた者が、引き続き業務執行社員に就任して当該企業の監査に従事した事例など、特に事業規模の大きい企業の監査に関し、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査への関与があったと見られる事例があった。

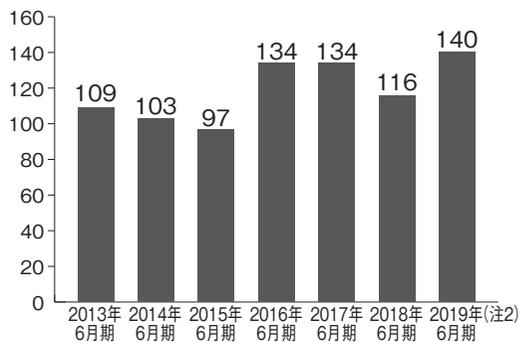
第二次報告では、こうした事例について、同一企業の監査に長く関与し、その事業の内容・特性や経営環境などに精通している者が業務執行社員となることで、深度ある監査が行われるという利点があることは認めつつ、企業との馴れ合いが生じるリスク、また、それにより独立性の確保や「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクについて、監査法人が適切に対処することが求められる、とした。

その上で、パートナーローテーションの有効性に関しては、形式的な運用が行われた場合には、制度導入時に期待された効果を十分に発揮できない可能性があり、各監査法人において、制度趣旨を踏まえた実効的な運用を行う必要がある、とした。

(三) 監査法人の交代に関する実態調査

近年、監査法人の交代があった企業の高水準で推移しており、2018年7月から2019

【図表1】 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移(単位：件)



(出所)公認会計士・監査審査会

(注1) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社を集計している。

(注2) 2019年6月期については、2018年7月の太陽有限責任監査法人と優成監査法人との合併に伴う監査事務所の変更があった会社52社を特殊要因として集計から除外している。

年6月末までの1年間では、140社に上っている^⑦。(図表1)

こうした状況を踏まえ、第二次報告では、実際に監査法人の変更を行った企業に対し、交代理由、交代までのプロセス、実務上の留意点や課題等についてのヒアリングを行った結果をまとめた。

まず、交代理由に関しては、グループの組織再編や事業の海外展開等に対応するために監査法人を変更したとする企業と、監査法人から監査報酬の引上げを要請されたことを契機に交代を決めた企業とに分かれた。

交代のプロセスに関しては、多くの企業が、概ね1年程度をかけて新しい監査法人の選定を進めていた。具体的には、監査役会や監査委員会において選定基準や評価項目を準備した上で、複数の監査法人に対してプロポーザル(提案書

⑦ 公認会計士・監査審査会の調査による。なお、2018年7月の太陽有限責任監査法人と優成監査法人との合併に伴う監査法人の変更があった企業52社については、特殊要因として集計から除外した。

提出)を依頼し、提出された提案内容を比較検討して選定を行っていた。

選定後、監査法人を実際に交代するまでの引継ぎに関しては、特に事業規模の大きな企業において、シャドーイング^⑧や共同監査を行うなどの工夫が見られた。

実務上の留意点としては、多くの企業が、決算スケジュールに影響を出さないように入念な準備を行うことを挙げた。具体的には、監査法人対応の専任チームを設置する、特に影響が大きい会計上の論点については早い段階で議論を開始する、などの留意点が指摘された。また、今後、再び監査法人の交代を行うとした場合の課題としては、グローバルな対応が可能な監査法人の数が限られていることなどが指摘された。

以上を踏まえ、第二次報告では、十分な準備を行うことで、監査法人の交代を円滑に行うことは可能であると考えられるが、その一方で、従来から指摘されてきた、監査市場が寡占状態にある中での交代の実務上の困難さという点に関しては、制度の検討においてなお課題である、とした。

なお、今回の調査の中で、一部の企業から、「非監査業務の契約がある監査法人に対し、監査業務のプロポーザルを依頼したところ、監査業務よりも非監査業務の提供を継続したいとの理由で断られた」との指摘があった。この点に関し、第二次報告では、各監査法人が監査業務・非監査業務の位置付けについて、企業や投資家等に

対し、十分な説明を行うことが求められる、とした^⑨。

また、同じく今回の調査の中で、企業からは「監査法人間の引継ぎについて、監査調書を手作業で書き写すという現状の引継ぎの方法に疑問がある」との指摘が聞かれた。この点に関し、第二次報告では、現状の方法が効率性の観点から適切か、複写機等によるコピーを認めないという運用をあらためて検討することが必要である、とした。

(四) 海外の議論の動向

第二次報告では、海外の議論の動向として、欧州議会経済金融委員会の委託によりとりまとめられた、監査法人のローテーション制度を含む法定監査制度改革の効果についての調査報告書^⑩について、また、英国の競争・市場庁(Competition and Market Authority(CMA))が公表した監査市場に関する調査報告書^⑪について、それぞれの概要を紹介した。

いずれの調査報告書も、監査品質の向上はもとより、監査市場の寡占状態の改善という点にも着目した内容となっていることが注目される。特に、英国の競争・市場庁の調査報告書においては、監査市場の競争性を高める観点から、大規模上場企業に対し、いわゆるBig4^⑫以外の監査法人を含める形での共同監査を義務付けることや、監査法人に対し、監査部門と非監査部門の分離を求めることなどといった、新たな取組みが提案されている。

⑧ 前任の監査法人が退任する最終年度の監査について、引継ぎのための後任の監査法人が並行的に調査を行うことがある。このことを「シャドーイング」と呼ぶことがある。

⑨ 「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」(2017年3月)原則1・指針1-5参照

⑩ 欧州議会経済金融委員会，“EU Statutory Audit Reform: Impact on costs, concentration and competition”(2019年4月)

⑪ CMA，“Statutory Audit Services Market Study”(2019年4月)

⑫ Deloitte, EY, KPMG, PwCの四大ネットワーク及びそのネットワークファームを指す。

三 今後に向けて

第二次報告で示した調査結果を踏まえれば、今後の調査にあたっては、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けといった観点も含めつつ、監査法人の独立性を強化するための方策について、より幅広く分析・検討を行うことが必要と考えられる。

一方で、第二次報告の中で指摘した実務上の課題に対しては、速やかに改善に向けた対応を進めていくことが求められる。例えば、パート

ナーローテーションの運用に関しては、日本公認会計士協会が2018年4月に改正した「独立性に関する指針」において、チームメンバーのローテーションに関する規定¹³が設けられ、2020年4月以降適用が開始されることとなっていることから、当該規定を確実に遵守していくことが重要になると考えられる¹⁴。また、監査法人間の引継ぎの方法など、交代のプロセスを適切かつ効率的に進めるために改善できることがないか、検討していくことも必要と考えられる。

¹³ 日本公認会計士協会「独立性に関する指針」(2018年4月改正後)第1部150~150-5参照。監査業務の担当者が長期間にわたって監査業務に関与する場合、監査結果に及ぼす影響力等を勘案した上で、長期関与による馴れ合い等の阻害要因の重要性の程度を検討し、必要に応じてローテーションを行うなどのセーフガードを適用することとされている。

¹⁴ この点に関し、日本公認会計士協会は、2019年10月25日、会長声明「監査法人の独立性強化に向けて～『監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)』の公表を受けて～」を発表し、会員に対し、改正後の「独立性に関する指針」の遵守を求めている。